

令和4年度 第1回

羽幌町国民健康保険運営協議会

議 事 録



議事録署名委員

議長

磯崎 清人

委員

米山 一夫

委員

今野 睦子

令和4年度第1回羽幌町国民健康保険運営協議会 議事録

会議名 令和4年度第1回羽幌町国民健康保険運営協議会

開催日時 令和4年10月13日(木) 午後1時30分～午後2時20分

開催場所 羽幌町役場 4階 第一会議室

出席した委員 磯崎委員、森光委員、佐々木委員、加藤委員、米山委員、今野委員

欠席した委員 福井委員、酒井委員、大窪委員

事務局 (福祉課) 木村課長、木村係長、渡辺主任
(財務課) 廣谷係長、和田主任

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 0名

議題 議案第1号 羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の選任について

議案第2号 羽幌町国民健康保険資産割の廃止について

報告第1号 令和3年度国民健康保険決算状況について

令和4年度第1回国保運営協議会 議事録

【開会宣言】

(木村課長) 会長が決定するまで、仮議長として議事進行をする。

【成立宣言】

(木村課長) 委員9名中6名出席 羽幌町国民健康保険条例施行規則第4条により協議会成立を宣言。

【挨拶】

駒井町長挨拶

【議案第1号】

(木村課長) 羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の選任について選出方法に意見はないでしょうか。

(米山委員) 事務局案は？。

(木村課長) 事務局案として会長に磯崎委員の再任、職務代理者に森光委員の選任を提案。事務局案にて採決してよろしいですか。

(委員全員) 異議なし。

(木村課長) 会長に磯崎議員、職務代理者として森光委員に決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(委員) 挙手6名

(木村課長) 採決の結果、会長に磯崎議員、職務代理者として森光委員に決定。議長を磯崎会長に交代。

(磯崎会長) 挨拶。

(磯崎会長) 羽幌町国民健康保険条例施行規則第11条第2項により、議事録署名委員に米山委員と今野委員を指名します。

【議案第2号】

(磯崎会長) 羽幌町国民健康保険税賦課限度額の改正について事務局に説明を求める。

(事務局) 議案内容の説明

(磯崎会長) 議案第2号について質疑はないでしょうか。

(加藤委員) 税率改定について平等と書いてある所は、平等割りの事ですか。

(木村係長) 平等割の事です。平等割とは、全世帯平等に賦課されるものです。

(加藤委員) R4とR8減額になっていると言うことで、それに間違い有りませんか。

(廣谷係長) 間違いございません。

(米山委員) 国の方でもうすでに決まってることですか。

(木村係長) 令和8年度までに資産割を廃止することは決定しています。いっきに廃止するか、段階的に廃止するか、足りない部分に基金か何か資金を入れるのかはそれぞれの市町村によって選択はあります。羽幌町は国保加入者の負担を軽減したいと言うことで、これからの4年間、段階的に税率を変更して行って、令和8年までに資産割をなくす計画であります。

(米山委員) 資産割を廃止するからその資産割分は減額になることですよ。これまで資産を持っている人が0となる。それとも資産をもっている人は何処に入ってくるのか所得・均等に入ってくるのか。

(廣谷係長) 資産割は、納めている固定資産税の何%かを国民健康保険税の資産割分として課税されているものです。資産割の廃止によって固定資産税が課税されていない方は資産割の部分は無くなりますが、所得割や平等割などが増えることとなります。

(米山委員) 他の市町村は資産割を廃止する場合はどうするのか。資産割の赤字の部分は町が負担する事はないですか

(木村係長) ほとんどの市町村については、羽幌町と同じ考え方で資産割をなくした部分を残る平等・所得によせて増やし徴収する形になっています。ただ基金を潤沢に持っている市町村は負担感を減らすために基金を注入し、あまり差が出ないようにしているところもあります。ただ羽幌町は国保の基金を6千8百万程持っていますが、令和12年度に大規模な国保制度改定が予定されていますので、その時の準備資金として蓄えておきたいと考えています。今回の資産割は廃止については、国保連合会に協力していただき、3度ほどシミュレーションをしております。この中で、最も最適で負担がかからない内容を採用させていただいたものです

(米山委員) 高齢者も医療費が2割負担になった方もいて、厳しい生活をしている。しかし、国保全体としてそういう状況であれば、やらざるを得ないでしょう。

(磯崎会長) 他に質疑はございませんか。質疑が無いようなので、承認することとしてよいか。異議なし。議案第2号は承認することとします。

【報告第1号】

(磯崎会長) 令和3年度国民健康保険決算状況について事務局に説明を求める。

(事務局) 議案内容の説明

(磯崎会長) 報告第 1 号について質疑はございませんか。
委員全員、質疑なし。報告第 1 号は承認することとします。

【閉会宣言】

(磯崎委員) 以上で令和 4 年度第 1 回国保運営協議会を閉会します。

令和4年度 第1回

羽幌町国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 : 令和4年10月13日(木) 午後1時30分から

場 所 : 羽幌町役場 4階 第1会議室

議 事 日 程

1 開 会

2 町 長 あ い さ つ

3 議 題

議案第1号 羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の選任について
(1) 会長挨拶
(2) 議事録署名委員の指名

議案第2号 羽幌町国民健康保険税資産割の廃止について

4 報 告

報告第1号 令和3年度国民健康保険決算状況について

5 そ の 他

6 閉 会

議 案 第 1 号

羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の選任について

羽幌町国民健康保険運営委員名簿

【任期：令和4年6月1日～令和7年5月31日】

区 分	委 員 名	選 任 年 月 日	住 所	備 考
公 益	磯 崎 清 人	平成29年6月1日	栄町 101番地の26	
"	森 光 君 代	令和4年6月1日	南1条4丁目 3番地	
"	佐々木 真実子	令和4年6月1日	南1条5丁目 3番地の2	
医 師 等	加 藤 隆 一	平成11年6月1日	南6条5丁目 13番地の1	
"	米 山 一 夫	平成25年6月1日	南3条3丁目 5番地	
"	福 井 俊 之	平成25年6月1日	南大通2丁目 13番地	
被 保 険 者	酒 井 宏 幸	平成29年6月1日	南3条4丁目 9番地の1	
"	今 野 睦 子	令和元年6月1日	北3条3丁目 9番地の2	
"	大 窪 敦 子	令和元年6月1日	緑町 45番地の18	

議 案 第 2 号

羽幌町国民健康保険税資産割の廃止について

羽幌町国民健康保険税「資産割の廃止」について

1 背景

平成30年の国民健康保険制度改革（納付金制度の導入等）により、道と市町村が一体となって国保事業を運営することとなりました。

国民皆保険制度の要として国民健康保険制度を持続可能な制度として運営するために、「所得水準」や「医療費水準」といった地域差の統一を図り、令和12年度までに全道どこに住んでも所得が変わらなければ同じ保険料となる統一保険料を目指すとしています。（北海道国民健康保険運営方針 令和2年12月に明記）

2 保険料水準の統一

納付金制度の導入により全道の被保険者の医療費等を全市町村で負担する仕組みになりました。しかし現行の制度では納付金の算定にあたり各市町村間の医療費水準を反映させるため、令和6年までにこれを統一するとされています。羽幌町は医療費水準が道平均を下回っているため、平準化によって必要となる保険税が増える見込みです。

3 保険料（税）率の統一

保険料水準の統一後においても被保険者が負担する保険料（税）は収納率や保健事業の差等によって、同一所得・同一世帯構成であっても市町村ごとに異なります。

保険料水準の統一等の取組によって得られる被保険者の受益は同じであることから、保険料（税）の負担においても負担能力に応じた公平な負担が必要であるため、令和12年度までに全市町村の標準保険料率を同一とするとされています。

4 統一保険料率に向けて

令和12年度を目途に統一保険料を目指すにあたり、解決すべき事項が示されています。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 保険料水準の統一 | ⇒ 令和6年度までに |
| (2) <u>資産割の廃止</u> | ⇒ <u>令和8年度までに</u> |
| (3) 賦課限度額の統一 | ⇒ 令和12年度までに |
| (4) 市町村個別歳入・歳出の共通化 | ⇒ 令和12年度までに |

5 資産割の廃止

かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保の被保険者の中心でしたが、現在は就業構造が変化し、無職者や低所得者が多いこと、また、応能負担である資産割に用いる固定資産は住居用資産も対象としていることから令和8年度までに資産割が廃止されます。

6 羽幌町における現在の国保税賦課方式

羽幌町の賦課方式は次の4つの要素（4方式）の合計により国保税を賦課しています。

- 「所得割」・・・所得に応じて賦課する金額
- 「均等割」・・・世帯あたり国保加入者の人数に応じて賦課する金額
- 「平等割」・・・国保に加入する全世帯へ平等に賦課する金額
- 「資産割」・・・固定資産税が課税されている方へ賦課する金額 ← これが廃止

資産割を廃止しこれまでの4方式から3方式へ変更する場合、これまで資産割分として賦課していた部分を、残る「所得割・均等割・平等割」でカバーする必要があります。

（参考）平成20年度及び令和3年度における道内市町村の国保税賦課方式

平成20年度 ⇒ 4方式：142市町村 3方式：37市町村

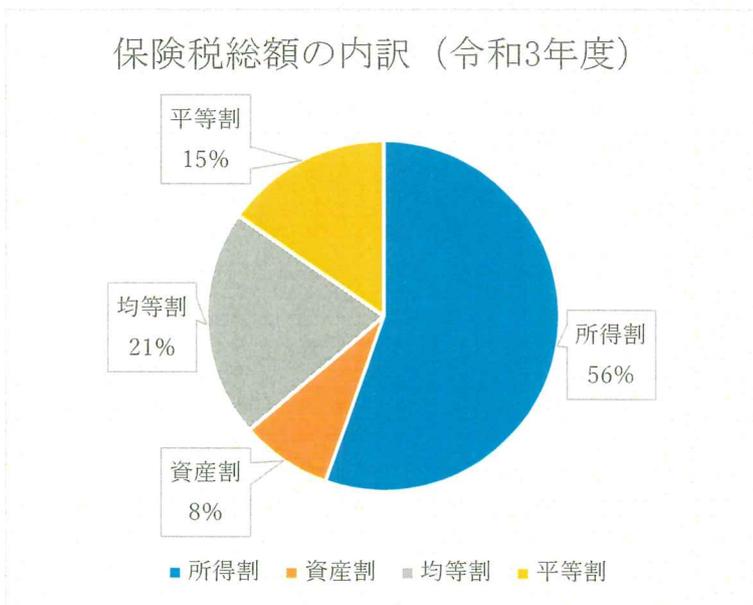
令和3年度 ⇒ 4方式：77市町村 3方式：102市町村

国民健康保険税の税率改定について

1 羽幌町の現状

(1) 資産割の廃止

羽幌町の資産割は、下の円グラフと表のとおり、医療分、支援分、介護分を含め、資産割で約 17,000 千円、全体の約 8% を賄っている状況で、この資産割分を所得割、均等割、平等割に振り分ける必要があります。



区分	保険税総額(円)
所得割	115,150,204
資産割	17,351,175
均等割	43,480,000
平等割	31,910,250
合計	207,891,629

(2) 納付金算定方法の変更

羽幌町は、医療費水準が低い市町村ということで、その分納付金が少なく算定されておりましたが、この変更は羽幌町にとって納付金の増額要因となるほか、所得水準の反映方法に関しても増額要因となります。一方で、歳入が北海道に集約される影響による減額要因などもあります。トータルで見ると令和 8 年度時点で約 8,000 千円ほど必要額が増額となる試算となっています。

2 税率改定に向けての考え方

- ・資産割廃止に伴う納付金の不足分は、他の全体の税率で調整する。
- ・資産割廃止分の税率調整のほか、納付金算定方法の変更といった統一保険料に向けた影響を試算し、必要となる保険税総額を満たす税率を設定する。
- ・被保険者負担の激変緩和のため、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 ヶ年で段階的に改定する。
- ・端数調整後の税率は、100 円以下を切り捨て、算出したシミュレーションより低くなるように設定する。
- ・税率算出の基となる賦課情報は、令和 3 年度実績の数値とする。

3 税率改定について

(1) 令和8年度の必要保険税総額を満たす税率

	医療分				支援金分				介護分			
	所得	資産	均等	平等	所得	資産	均等	平等	所得	資産	均等	平等
令和4年度	6.00%	50.00%	20,000	26,000	2.20%	12.00%	7,000	7,000	2.10%	10.00%	8,000	8,000
令和8年度	6.80%	0.00%	23,088	25,028	2.50%	0.00%	8,128	8,814	2.10%	0.00%	8,406	6,587
R4との差額	0.80%	▲50.00%	3,088	▲972	0.30%	▲12.00%	1,128	1,814	0.00%	▲10.00%	406	▲1,413

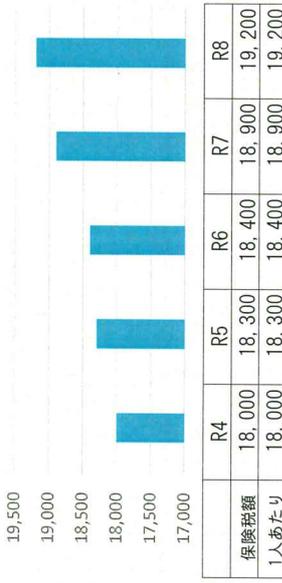
(2) 税率改定(案)

※令和8年度の端数調整後、令和5年度から令和7年度を段階的に設定

	医療分				支援金分				介護分			
	所得	資産	均等	平等	所得	資産	均等	平等	所得	資産	均等	平等
①令和4年度	6.00%	50.00%	20,000	26,000	2.20%	12.00%	7,000	7,000	2.10%	10.00%	8,000	8,000
②令和5年度	6.20%	37.50%	20,500	25,500	2.28%	9.00%	7,500	7,500	2.10%	7.50%	8,000	7,500
③令和6年度	6.40%	25.00%	21,000	25,500	2.36%	6.00%	7,500	7,500	2.10%	5.00%	8,000	7,000
④令和7年度	6.60%	12.50%	22,000	25,000	2.44%	3.00%	8,000	8,000	2.10%	2.50%	8,000	6,500
⑤令和8年度	6.80%	0.00%	23,000	25,000	2.50%	0.00%	8,000	8,000	2.10%	0.00%	8,000	6,000
差額(⑤-①)	0.80%	▲50.00%	3,000	▲1,000	0.30%	▲12.00%	1,000	1,000	0.00%	▲10.00%	0	▲2,000
差額(②-①)	0.20%	▲12.50%	500	▲500	0.08%	▲3.00%	500	500	0.00%	▲2.50%	0	▲500
差額(③-②)	0.20%	▲12.50%	500	0	0.08%	▲3.00%	0	0	0.00%	▲2.50%	0	▲500
差額(④-③)	0.20%	▲12.50%	1,000	▲500	0.08%	▲3.00%	500	500	0.00%	▲2.50%	0	▲500
差額(⑤-④)	0.20%	▲12.50%	1,000	0	0.06%	▲3.00%	0	0	0.00%	▲2.50%	0	▲500

4 モデルケース別 税額

固定資産税なし



ケース① 1人世帯

構成：70代単身
所得：0円
(年金110万円)
※7割軽減世帯

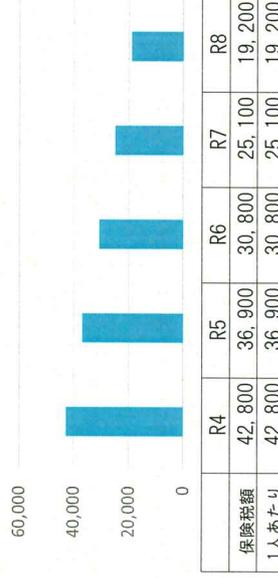
R4とR8の差額

1,200円

1人あたりの
R4とR8の差額

1,200円

固定資産税4万円



R4とR8の差額

▲ 23,600円

1人あたりの
R4とR8の差額

▲ 23,600円

ケース② 2人世帯

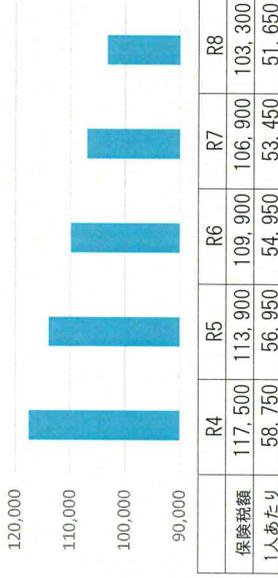
構成：70代夫婦
所得：100万円
(年金280万円)
※5割軽減世帯

R4とR8の差額

10,600円

1人あたりの
R4とR8の差額

5,300円



R4とR8の差額

▲ 14,200円

1人あたりの
R4とR8の差額

▲ 7,100円

ケース③ 3人世帯

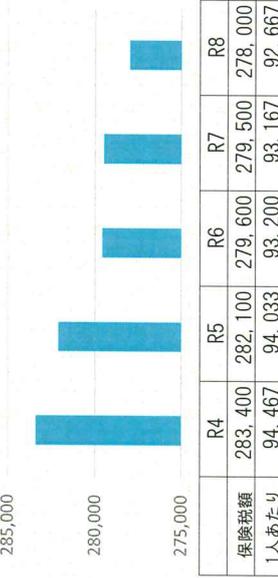
構成：40代夫婦子ども1人
所得：180万円
(自営業)
※2割軽減世帯

R4とR8の差額

23,400円

1人あたりの
R4とR8の差額

7,800円



R4とR8の差額

▲ 5,400円

1人あたりの
R4とR8の差額

▲ 1,800円

ケース④ 5人世帯

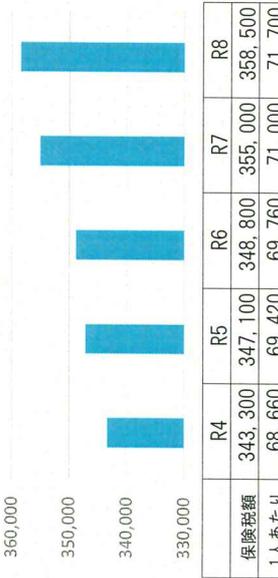
構成：30代夫婦子ども3人
所得：240万円
(給与360万円)
※未就学児童軽減1人

R4とR8の差額

40,000円

1人あたりの
R4とR8の差額

8,000円



R4とR8の差額

15,200円

1人あたりの
R4とR8の差額

3,040円

報 告 第 1 号

令和 3 年度羽幌町国民健康保険決算状況について

令和3年度 国民健康保険事業特別会計 決算書

【最終決算】

≪歳入≫

款		単位:円	単位:円	単位:円	内訳(R3)
		R2 決算額	R3 決算額	差 引	
1	国民健康保険税	170,312,804	172,386,316	2,073,512	・一般被保険者分 172,353,248円 ・退職被保険者分 33,068円
2	道支出金	667,392,959	598,381,243	△ 69,011,716	保険付費等交付金(普通交付金) 572,412,243円 保険付費等交付金(特別交付金) 25,868,000円 健康増進事業費道補助金 101,000円
3	寄附金	0	0	0	
4	繰入金	101,195,484	109,118,271	7,922,787	・国保給付費等支払準備基金繰入金 6,676,713円 ・一般会計繰入金 102,441,558円
5	繰越金	9,441,093	200,437	△ 9,240,656	・前年度繰越金
6	諸収入	3,591,653	1,069,112	△ 2,522,541	・延滞金 0円 ・雇用保険料 6,166円 ・雑入 1,062,946円
7	国庫支出金	8,267,000	279,000	△ 7,988,000	・災害臨時特例補助金コロナ減免関係 279,000円
合 計		960,200,993	881,434,379	△ 78,766,614	

≪歳出≫

款		単位:円	単位:円	単位:円	内訳(R3)
		R2 決算額	R3 決算額	差 引	
1	総務費	42,260,981	44,468,464	2,207,483	
2	保険給付費	634,587,816	572,639,423	△ 61,948,393	
3	国民健康保険事業費納付金	258,566,000	247,173,000	△ 11,393,000	
4	保健事業費	15,683,061	15,912,423	229,362	・保健活動費 5,727,921円 ・特定健康診査等事業費 10,184,502円
5	財政安定化基金拠出金	700	271	△ 429	
6	諸支出金	8,901,998	1,225,798	△ 7,676,200	・返還金 1,129,598円 ・還付金 96,200円
7	予備費	0	0	0	
合 計		960,000,556	881,419,379	△ 78,581,177	※R2からR3への繰越額200,437円

歳入		歳出		差額
881,434,379	-	881,419,379	=	15,000

←R4予算への繰越金